



愛媛県報

発行 愛媛県

令和6年11月26日火曜日 第564号

◇ 目 次 ◇ 告 示

大規模小売店舗の新設の届出の概要等（3件）.....（経営支援課）... 826
道路の区域変更（県道大野原川之江線）.....（東予地方局四国中央土木事務所）... 828

公安委員会規則

愛媛県特殊詐欺等撲滅条例施行規則の一部を改正する規則.....（警察本部組織犯罪対策課）... 828

選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....（選挙管理委員会）... 829

告 示

○愛媛県告示第1046号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）
第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に
基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産
業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部八幡浜支局商工
観光室並びに八幡浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供す
る。

令和6年11月26日

愛媛県知事 中村時広

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス八幡浜店
八幡浜市向灘229番2 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに
法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
代表取締役 横山 英昭
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び
住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
代表取締役 横山 英昭
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
令和7年7月14日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,345平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の収容台数
58台
 - イ 駐輪場の収容台数
16台
 - ウ 荷さばき施設の面積
81.9平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

13.5立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉
店時刻

開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

2箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

令和6年11月11日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域
の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者
は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出
することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛
媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振
興部八幡浜支局商工観光室並びに八幡浜市役所において告示の日
から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表
者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活
環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1047号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）
第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に
基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産

業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和6年11月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ラ・ムー今治店
今治市町谷字重元甲171番地1 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
大黒天物産株式会社
岡山県倉敷市西中新田297番地1
代表取締役 大賀 昭司
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
大黒天物産株式会社
岡山県倉敷市西中新田297番地1
代表取締役 大賀 昭司
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
令和7年7月14日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,594平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
146台
イ 駐輪場の収容台数
71台
ウ 荷さばき施設の面積
81.9平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
15.66立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
24時間営業
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
ウ 駐車場の自動車の出入口の数
2箇所
エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間

2 届出年月日

令和6年11月13日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1048号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和6年11月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートライアル西条店
西条市樋之口808-1
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社トライアルカンパニー
福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号
代表取締役 石橋 亮太
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社トライアルカンパニー
福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号
代表取締役 石橋 亮太
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
令和7年7月14日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
4,278平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
187台
イ 駐輪場の収容台数
38台
ウ 荷さばき施設の面積
142平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
20.7立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
24時間営業
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
ウ 駐車場の自動車の出入口の数
2箇所
エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

2 届出年月日

令和6年11月13日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振

興部商工観光課並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1049号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年11月26日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	大野原川之江線	四国中央市金生町山田井1437番5地先から 同町山田井650番1地先まで	旧	メートル 9.3~18.7	キロメートル 0.161	
		四国中央市金生町山田井1437番5地先から 同町山田井650番1地先まで	新	9.3~21.7	0.161	

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第10号

愛媛県特殊詐欺等撲滅条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年11月26日

愛媛県公安委員会委員長 佐伯鈴乃

愛媛県特殊詐欺等撲滅条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県特殊詐欺等撲滅条例施行規則（令和3年愛媛県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 氏名等確認書類 運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード、旅券、<u>その他の自然人の氏名、住所及び生年月日が記載された書類であって、官公庁から発行され、若しくは発給されたもの又はこれに類するもの（有効期間又は有効期限のある書類にあっては個人情報取扱事業者が提示又は送付を受ける日において有効なもの、その他の書類にあっては個人情報取扱事業者が提示又は送付を受ける日前6月以内に作成されたものに限る。）をいう。</u></p> <p>(3)～(9) 省略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 氏名等確認書類 運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード、旅券、<u>国民健康保険被保険者証</u>その他の自然人の氏名、住所及び生年月日が記載された書類であって、官公庁から発行され、若しくは発給されたもの又はこれに類するもの（有効期間又は有効期限のある書類にあっては個人情報取扱事業者が提示又は送付を受ける日において有効なもの、その他の書類にあっては個人情報取扱事業者が提示又は送付を受ける日前6月以内に作成されたものに限る。）をいう。</p> <p>(3)～(9) 省略</p>

附則

この規則は、令和6年12月2日から施行する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第89号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

令和6年11月26日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 三好賢治

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,107,202
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 22,145
- (3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 238,401

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数（松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
伊予郡	42,534	14,178
南宇和郡	16,881	5,627
松山市・上浮穴郡	427,223	137,871
今治市・越智郡	130,796	43,599
宇和島市・北宇和郡	70,123	23,375
八幡浜市・西宇和郡	33,502	11,168
新居浜市	95,253	31,751
西条市	87,174	29,058
大洲市・喜多郡	46,750	15,584
伊予市	30,028	10,010
四国中央市	69,472	23,158
西予市	29,637	9,879
東温市	27,829	9,277